学童・思春期　7～19歳
青年期・壮年期　20～64歳
高齢期　　65歳～

≪大田区食育の取り組み　体系図≫

					保育サービス課	子育て支援課	学務課 指導課	地域健康課 健康づくり課	生活衛生課
目指すべき姿に向けての取り組み	生涯を通じた心身の健康を支える食育推進	バランスのとれた規則正しい食生活の実践	ア　乳幼児期における基本的な食習慣の確立		○	○		○	
			イ　学校における小中学校生への食に関する指導のさらなる充実				○		
			ウ　小中学生の食育のための家庭への支援				○	○	
			エ　高校における食育の充実					○	
			オ　青年期以降の若い世代を中心とした食育の推進					○	
			カ　妊産婦や乳幼児を持つ親への食育の推進		○	○		○	
			キ　高齢期における食による健康維持の推進					○	
			ク　野菜摂取量を増やす取り組みの推進		○	○	○	○	
		すべてのライフステージに向けた食育の推進（子ども、学校、保育所、健康寿命の延伸）	ア　幼稚園、保育園や家庭で過ごしている子どもの食に関する体験を通じ、関心を育てる取組の推進		○	○			
			イ　学校で食べる力をはぐくむよう、食育の体験を深めた取り組みの推進				○		
			ウ　思春期からの過度な痩身の予防対策				○		
			エ　職場での健康診断等に基づく食生活改善のさらなる推進					○	
			オ　地域における健康づくりの推進					○	
		食育に関する啓発と、食環境づくりの充実	ア　食環境の整備（おおた健康メニュー協力店の登録推進、コンビニエンスストア・商店街との連携）					○	
			イ　地域の食品事業者における自ら扱う食の安全に関する情報開示の促進						○
			ウ　食品事業者が自ら行う食の安全を確保するための自主管理の推進						○
			エ　食品表示の適正化の推進					○	○
	持続可能な食を支える食育推進	.食生活における環境への配慮の徹底	ア　食の大切さを意識した食育の取り組みの推進		○	○	○	○	
			イ　食品ロスを削除し、環境へ配慮した食育の推進		○	○	○	○	
		体験や交流を通じた豊かな人間性の育成と食の理解促進	ア　乳幼児期における食とのふれあい機会の確保		○	○			
			イ　少年期から青年期を中心とした食に関する体験等の充実				○	○	
			ウ　幅広い層に向けた体験・交流の機会の提供					○	
		日本の食文化や郷土料理等の理解と継承	ア　子どもに対する食事作法の習得		○	○	○		
			イ　給食等における地場産業物や郷土料理等の導入促進		○	○	○		
			ウ　日本型食生活の推進、郷土料理等地域の食文化の継承		○	○	○	○	
	「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進	「新たな日常」においての食育の実施。（デジタル配信、高齢者等に配慮した情報提供）	ア　「新たな日常」の在宅時間の中での家族への食育啓発		○	○	○	○	○
			イ　リモートを利用した食育の効果的な情報発信		○	○	○	○	○
			ウ　オンラインによる食育啓発の取り組み（ホームページ等）		○	○	○	○	○
		自宅での料理や食事につながるように食育を推進する	ア　子育て世代に向けての家庭調理の啓発		○	○	○	○	
			イ　家庭調理を通して、子どもたちへの食育を推進		○	○	○	○	
			ウ　すべてのライフステージでの家庭調理の啓発		○	○	○	○	○
		「全国食育推進ネットワーク」を活用し情報共有する	ア　農林水産業への関心と理解を深める取り組みの推進					○	
			イ　「全国食育推進ネットワーク」を活用し情報発信					○	
			ウ　「全国食育推進ネットワーク」より効果的な食育活動を実践					○	
食育を支える取り組み		食育にかかる人材の育成と活動の充実	ア　保育・教育機関における推進体制の充実		○	○	○		
			イ　社会人を対象とした推進体制の充実					○	
			ウ　食育に係る多様な人材の育成と活動の促進					○	
		関係者の役割分担とネットワークの充実	ア　活動主体同士の情報共有と連携の強化					○	
			イ　既存のネットワークを活用した関係者間の情報共有					○	
			ウ　食育に関する情報発信の充実		○	○	○	○	○